

特別養護老人ホーム光の苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人セントラルが設置する地域密着型特別養護老人ホーム光の苑（以下「施設」という。）において実施するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 地域密着型特別養護老人ホーム光の苑
- 2 所在地 岩手県花巻市東和町土沢8区205番

(従業員の職種、員数、職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名（常勤兼務 1名）

施設の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。また、従業員に必要な指揮命令を行う。

- (2) 医師 1名（非常勤 1名）

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

- (3) 生活相談員 1名以上

入居者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

- (4) 介護職員 12名以上（常勤 12名以上）

入居者の日常生活全般にわたる生活援助・介護業務を行う。

- (5) 看護職員 1名以上（常勤 1名以上）

入居者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- (6) 栄養士又は管理栄養士 1名（常勤兼務 1名）

入居者の栄養、身体的状況及び嗜好を考慮し、入居者の栄養管理を行う。

- (7) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務 1名）

入居者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

- (8) 介護支援専門員 1名（常勤兼務 1名）

施設サービス計画の作成を行う。

- (9) 事務職員 1名（常勤兼務 1名）

経理、設備備品の管理に係る事務を行う。

- 2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

（入居定員、ユニット数およびユニットごとの入居定員）

第5条 施設の定員は、29名とする。

- 2 各ユニットの入居定員は次のとおりとする。

ユニット数・・・3ユニット

花ユニット（ユニットA）・・・10名

鳥ユニット（ユニットB）・・・10名

風ユニット（ユニットC）・・・9名

- 3 ただし、入院等による空床が発生した場合は、短期入所生活介護利用者が利用できるものとする。

（事業の内容）

第6条 施設で行うサービスの内容は、以下のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴、排泄等の介護
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の支援
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 栄養管理
- (9) 口腔衛生の管理

（利用料等）

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準に

よるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 1,445 円/日
 - (2) 居住に要する費用 2,066 円/日
 - (3) 入居者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
 - (4) 理美容代 実費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 3 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 4 指定地域密着型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第8条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう援助する。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 施設の利用にあたって、入居者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項を定める。

- (1) 外出・外泊をする場合は、事前に申し出る。
- (2) 健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別な理由がない限り受診する。
- (3) 施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のため施設に協力する。
- (4) 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ① 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵す行為
 - ② 喧嘩、口論、泥酔、喫煙等で他の入居者等に迷惑を及ぼす行為
 - ③ 施設の秩序、風紀を著しく乱し、安全衛生を害する行為
 - ④ 指定された場所以外での火気を用いる行為
 - ⑤ 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出す行為

(非常災害対策)

第10条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 施設は、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関)

第12条 施設は、入院治療を必要とする入居者又は非常災害時等の為にあらかじめ協力病院を定める。又、協力歯科医療機関を定める。

(秘密の保持等)

第13条 施設の従業者は、業務上知り得た全ての情報を外部の者に漏らしてはならない。

2 従業者が業務上知り得た情報を、施設の従業者でなくなった後も漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

3 サービス担当者会議等に置いて、入居者個人の情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者家族の個人情報を用いる場合には入居者家族の同意を、予め文書により得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第14条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者の紹介対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第15条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示を求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合には、それに従い必要な改善を行う。

3 サービスに関する入居者からの苦情について、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合には、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第16条 運営にあたっては、地域住民との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

(3) 安全対策委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行う

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第18条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第19条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 定期研修 年2回以上
- 2 施設は、サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業

環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 施設は、入居者に対するサービス提供の記録を整備し、その完結の日から最低 2 年間は保持するものとする。
- 4 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 5 施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる入居者に対し、入居者及びその家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人セントラルと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。